



日刊 重労千葉

國鐵千葉動力車勞働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号 (動力車会館)
電話 {(鉄電) 千葉 2935・2939番
(公) 043(222)7207番

98.5.19 No. 4787

全力で5・24集会へ

戦後憲法体系の全面破壊を許すな！

憲法の全面破壊

新安保がイドラインと、一周年事態法」をはじめとしたガイドライン関連法案は、戦後の憲法体系を完全に破壊する重大な攻撃だ。永久に放棄したはずの「武力による威嚇又は武力の行使」が大手を振つてまかりとおり、日本は再び戦争のできる国家として登場しようとしている。

しかも攻撃は、全面的なものだ。有事立法によつて憲法九条を解体し、労働法制の解体をもつて、労働者の団結権・生存権を破壊し、組対法・監視法の制定によつて、集会・結社・表現の自由、通信の秘密をはじめとした人権の土台をほり崩し、戦後憲法体制を全面的に換骨奪胎しようというのだ。

社会のあり方、戦後的な価値

そもそも、制定当時の憲法九条政府見解は、「自衛権」をも明確に否定したものとして定義されていた。一九四六年の憲法制定議会での質疑において、吉田茂首相は、「近年の戦争は多くは国家防衛権の名に於いて行なわれた。國家の防衛権に依る戦争を認むると云ふことは、偶々戦争を誘発する有害な考え方である」と答弁しているのである。

「一切の戦力はこれを保持しない」と定められた「戦力」の定義も、「戦争又は之に類似する行為において之を使用することに依つて目的を達成し得る一切の人的及び物的力」と、見解は明確であつた。

「ない」と定められた「戦力」の定義も、「戦争又は之に類似する行為において之を使用することに依つて目的を達成し得る一切の人的及び物的力」と、見解は明確であつた。

こうした見解の背景には、様々な政治的意図があつたことは間違いない。何よりも、戦勝国アメリカは日本の武装解除を狙い、日本政府としては、天皇制を残す手段として憲法九条を受

け入れるという、日米双方
惑があり、さらに日本政府は
「憲法はすべての戦争を放
ようとしているのだから、
の戦争についてもその性格
題にすることは無意味だ」、
う議論の仕方で、日本の戦
任問題を回避しようとした。
しかし、日本政府が、憲
定当時、自衛権も含めた一
戦争・一切の戦力の保持を
に否定していたことは、今
て認識し直されなければな
い決定的に重要な事実であ

は、思の思は、
棄し過去を問とい争責。明確改めらな
法制切の
第二次大戦とは、帝国主義国同士の強盗戦争であつた。その死者五千万人。とくに日本帝国主義は、アジア諸国への侵略戦争で二千万人の人民を殺し、自らも三百万人が殺された。日本は、アメリカ帝国主義に敗北し、何よりも、おびただしい血の犠牲をはらつて闘われたアジア人民の民族解放闘争に敗北した。
もう戦争はいやだ、ごめんだ
という声が、戦後日本の出発点となり、戦後日本の階級闘争は一気に2・1ゼネストまでのぼりつめる爆発的な高揚を生みだる。

戦後憲法の基底

運動の新たな潮流めざし全国へはばたこう!!

である」（内閣法制局長官）とまで公言するようになつた。まさに、戦争の論理が大手を振つて語られるようになつているのである。

である」（内閣法制局長官）とまで公言するようになつた。

振って語られるようになつてい
るのである。

運動の新たな潮流めざし全国へはばたこう!!

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、公正と平和を愛する諸国民の安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、專制と隸従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めていゝる。国际社会において名譽ある地位を占めたいと思う。われらは、全世界の国民が、ひらく恐怖と久しうから免かれ、平和のうちに生存することを確認する権利を有することを確認する。

や長距離戦略爆撃機など、性格上、専ら他国の壊滅的破壊のためにのみ用いられる兵器」「B.C兵器（生物・化学兵器）も盡法上可能」というのが、現在の政府の見解になつてゐる。

そして、今回のガイドラインを見直しにあたつては、「自國の平和と安全を維持し、その存立をまつとうするために必要な自衛の措置をとり得ることは、國家固有の権能の行使として当然

まり、アメリカと対抗してアジアへの侵略の野望をあらわにして、「国家の生存権」を全面におしゃって、武力の行使をも辞さないことを宣言したのだ。

これは、九条の問題だけにどまらない。憲法の骨格は、①戦争の放棄、②国民主権、③基本的人権の保障、④労働基本権の保障からなりたつてゐるが、その全てがうち碎かれようとしているのである。